

コンセプトノート：

テロや武力紛争に関わる若者の権利宣言

1. 問題意識

今日、15～29歳の人口は18億人に達しており全人口の23%を占めている。若者の90パーセント近くは発展途上国に住んでおり、若者の数は今後も増え続けるとされている。普遍的に受け入れられている若者の定義はなく、その定義は、プログラム、機関、国家、統計などによって異なっているものの、国連総会では「若者」は15歳から24歳までの人々と定義されている。また、平和と安全保障における若者の役割を示した国連安全保障理事会決議2250においては、国や国際レベルでの差異があることに留意しつつ、「若者（youth）」を18～29歳の人々と定義している。

若者という概念は、子ども期から成人期への移行という考えと本質的に結びついており、若者は大人でも子どもでもない特殊かつ脆弱な立場を有している。そうした若者の権利は、国内法や世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights, 1948）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, 1966）や市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights, 1966）をはじめとする国際法に明記されており、それぞれの国家がそれらの権利を保護・促進する義務を負っている。もちろん、これらの国際的な規範は、テロ関連犯罪に関与したとされる若者などにも等しく適用される。また、一方で近年においては平和構築や発展などの分野において、若者は社会や世界において持続的平和に向けた建設的な変化をもたらす重要なアクターであると認識されつつある。

しかしながら、多くの若者が人権侵害、高い失業率、政策決定過程における発言権の欠如、不正義などの問題を抱えており、紛争の要因や過激化の要因となる経済的及び社会的な不満、屈辱、怒り、絶望といった感情を抱えている。また、特に紛争影響地においては、テロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団¹からの脅迫によって強制的にそうした武装集団に加入せざるを得ないケースも非常に多い。同様に、自らや家族、コミュニティの安全を守るためにそうした武装集団加入せざるを得ない事例も多数存在している。そうした若者は、身体的長所などから、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団において多くの人口比率を占めている。

¹本資料におけるテロ組織（terrorist group）は、国際的に統一された定義は存在していないものの、国連安全保障理事会のConsolidated United Nations Security Council Sanctions Listに掲載されている組織を想定する。また、国の軍隊と異なる武装集団（armed groups that are distinct from the armed forces）は、民兵隊、義勇軍、群民兵、その他の組織された武装集団、または国に準ずる組織を含む。

現在、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に加入し、国際法上の犯罪を行った子どもたちに関しては、2007年に採択された「軍隊又は武装集団に加えられた子どもに関するパリ原則及び指針（パリ原則）」（Paris Principles: Principles and Guidelines on Children Associated with Armed Forces and Armed Groups）などにおいて、加害者としてだけでなく、主に国際法上の犯罪の被害者として考慮されるべきであると認識されている。しかしながら、若者に関してはそうした認識は十分にされていない。さらに、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は「誰一人取り残さない」というモットーを掲げているが、テロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団に関わる、もしくは関わっていた若者は、多くの分野における政策や実践において、致命的に取り残されている。特に現時点もテロ組織に関する若者に関しては、国際人道法などにおける扱いが未だに明確ではないうえに、全世界規模で「テロとの戦い」が起きていることもあり、その傾向が強いと言える。テロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団に関わる若者が、ケアや支援、保護の対象に含まれず、社会と世界の中で取り残され、若者として生きていくことができていない状態は、さらなる憎しみの連鎖を生み出し、持続的平和に対して極めて甚大な負の影響をもたらしている。

故に、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わる若者たちを、社会的、経済的、および心理的側面から包括的に理解し、単に社会や世界に対する脅威として認識するだけではなく、若者としてのニーズが満たされていない取り残された若者とも認識する必要がある。そのうえで、彼らが社会や世界において建設的な変化をもたらす重要なアクターである若者として生きていけるように、適切なケア、支援、保護が行われることが不可欠である。従って、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約や市民的及び政治的権利に関する国際規約で定められているように、若者のテロ組織の所属といったバックグラウンドなどにかかわらず、国家は全ての若者に対して人権を守る義務を負っていることを各国と国際社会が再確認し、政策に反映し、実際に行動することが今求められている。

このように国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わる若者たちをも包括した若者の権利を確認し、確保していくことは、若者のさらなる過激化の防止や、テロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団からの若者の投降と社会復帰、和解、コミュニティのレジリエンスの強化、若者のさらなるエンパワーメント、社会や世界におけるさらなる包括性と多様性を導き、持続的平和の実現に大きく貢献をする。全ての若者が、若者として尊厳を持って生き、若者として積極的に社会へ参加することこそが、テロや紛争のない世界の実現に不可欠である。

2. 今必要とされている、テロや武力紛争に関わる若者に関する枠組み

1. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっているとしても、変わらず若者であり、社会を良くする主体者でもあると認識されなければならない。また、そうした若者も含め、若者の声は広く政策やその実践に反映されなければならない。

近年、Youth, Peace, Security (YPS) アジェンダをはじめとする様々なイニシアチブやプログラムにおいて、社会における若者の役割や権利のエンパワーメントが重要視されつつある。2015年に採択された国連安保理決議2250では紛争の予防と解決、平和構築などの平和と安全保障の維持と促進において若者が果たす積極的な役割が初めて国際的な枠組みの中で確認され、持続可能な開発目標において若者はそれらの実現の鍵となっている。また、国連安保理決議2250を含むいくつかの安保理決議において、国家は平和構築や紛争予防・解決のための地方、国、地域、国際的な機関やメカニズムにおけるあらゆるレベルの意思決定や政策決定において、様々な背景を持った若者が参加できる包括的なアプローチを構築することが求められている。人間の安全保障においても、テロを含む多様な脅威に対応するため、国連、国際機関、地域機関、NGO、市民社会が参加する包括的な参加型アプローチを進めており、人間の安全保障の実現においても若者を含む多様なステークホルダーの参加が重要であると示されている。

しかしながら、現在、若者の中でそのような機会を得ることができる若者はごくわずかであり、ましてや、テロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団にいる若者やそうした武装集団にいた若者がそのようなプロセスに参加をすることは極めて困難である。一方で、国連安保理決議2250において言及されているGlobal Youth Summit Against Violent Extremismが発表した「暴力的な過激主義を予防し平和を促進する行動計画（Youth Action Agenda To Prevent Violent Extremism and Promote Peace）」には暴力的な過激主義に対抗する上で若者と効果的に協力する方法の一つとして、社会的弱者である若者、元暴力的過激派、元戦闘員を含んだ参加者とこうした過激主義の防止戦略を策定することとしている。加えて、国連安保理決議2419では、社会の層の全てのニーズに応えるためにも、人種、政治的またはその他の意見、国民的または社会的出身、その他の地位など、いかなる種類の差別もない若者の完全かつ効果的な参加を確保することを含めた包括性が、国家の平和構築プロセスの鍵であると示している。これらの決議においては、「テロ組織を含む武装組織に参加をしている」もしくは「テロ組織に参加をしていた若者」が政策策定などの過程に参加することが保障されることは明確には述べられていない。しかしながら、2015年に採択された持続可能な開発目標で「目標とターゲットがすべての国、すべての人々、及びすべての部分で満たされるよう、誰一人取り残さない」ことを原則としているように、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に所属をしている若者であっても、地域、国、国際的な取り組みにおいて「取り残される」ことはあってはならない。

特に、若者がテロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団に参加をする背景には社会やその構造に根付く人権侵害など様々な環境的要因が関連していることも多い。そのため、特定の若者たちの視点を政策決定などのプロセスにおいて排除し、社会から取り残してプロジェクトやプログラムが行われる場合には、持続的平和や持続的開発目標の達成への効果は限られており、また国家による全ての若者に対して基本的人権の実現に向けての努力として不十分である。そして、国連安保理決議2535において確認されているように、紛争のすべての段階において、紛争を予防し、その根本原因に対処することが重要である。このように国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団と関連する若者のニーズや経験が政策策定プロセスに反映されるよう考慮することは世代を超えた平和の持続性を保証するために不可欠であり、「誰一人取り残さない」という2030アジェンダの約束の中心的な要素を果たすための各国家の責任でもある。

さらに、このような若者との有意義な関わりの構築は、社会の安定性を高める基礎ともなる。例えば、若者とギャングや暴力集団への関与に関する多くの研究では、地域や国の経済的・社会的生活に参加する機会に恵まれなかった若者に、そうした組織が地位や帰属意識を与える役割を果たすということが指摘されている²。若者は一般的に社会で既存のヒエラルキーや年齢、バックグラウンドなどによって排除されているが、暴力的なグループの中では、組織的暴力への直接的な参加を超えて、情報共有、協議、意思決定、実施、資源管理などの役割を果たすことがある³。この場合、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に強制的に又は環境的に加入したとしても、若者に対して組織に所属し続ける責任感と意義を与え、所属する組織やそのメンバーとの関係も断ち切りにくくなる。こうした点において、国と異なるテロ組織を含む武装勢力に関わる、もしくは関わっていた若者に対する社会的包摂へのアプローチを行うことは、社会における若者の主体性を認め、若者の社会への帰属意識と公的機関への信頼を強化することができる。よって、テロ組織をはじめとする武装組織に参加をする若者の負の側面を理由に彼らを排除をするのではなく、このような若者との対話を通して、若者自身の視点から組織的暴力や課題をよりよく理解し、平和に向けた取り組みにおいて彼らが包括的なアプローチの中で扱われること、それを向上させることが望ましい。

2. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっていると、子ども期から成人期の移行過程にあり、特殊な立場に位置することを考慮し、状況や文脈に応じて若者としての独自のニーズに対応されなければならない。

² OECD (2011), Reducing the Involvement of Youth in Armed Violence: Programming Note, Conflict and Fragility, OECD Publishing, doi: <http://dx.doi.org/10.1787/9789264107205-en>.

³ Hart, J. (2004). Children's Participation in Humanitarian Action: Learning from Zones of Armed Conflict. Oxford: Refugee Studies Centre, University of Oxford.

若者は、ジェンダー、民族、カースト、人種などの他のアイデンティティの形とは異なり、子どもから大人への移行過程にある⁴。そうした若者は、子どもよりも高い自律性、そして大人よりも高い可能性を秘めた特殊な立場に位置している。この大人への移行においては、移行を促進するような多様な節目があるとされ、それらは文化、ジェンダー、文脈などによって大きく異なる。一方で、暴力的な紛争や犯罪によって引き起こされる社会的転位がこの成人期への移行を妨げる要因の一つであり、紛争の結果として、若者が「ウェイトフッド (waitthood)」と呼ばれる仕事や教育などをはじめとする大人として成長する機会が限られ若者の主体性が奪われている状態に陥っている⁵。そして、このような暴力的紛争は経済的・社会的流動性の阻害、政治的排除、若者への差別を助長する硬直した世代間の社会構造、満たされない社会的ニーズ、若者の意味や帰属意識の探求に対する認識の低さなどをはじめとする水平的不平等が要因となっていることが指摘されており⁶、若者の中で暴力につながる負の連鎖が起きていることがわかる。

もちろん、社会的、政治的、経済的に正当な不満を抱えていても暴力を利用する若者の割合はごくわずかである。しかしながら、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団が国よりも手厚い社会サービス、雇用、その他の機会を提供することができる場合、「ウェイトフッド」になるよりも、戦闘員になることを選択する若者もいることを留意しなければならない。現に、テロ組織をはじめとする暴力的な過激化した集団は、若者の抱える不満を国家に対する戦いを行う上で積極的に利用している⁷。さらに、このように必要な支援やケアを受けることができていない若者は、脆弱な立場に位置しており、子どもと同様にテロ組織などの武装勢力への強制的・半強制的な出兵の危険性を抱えている。そのほかにも、一切の教育などを受けず武装組織に誘拐されたり、自主的に加入した若い戦闘員、一般的な子どもの支援では妻や家族を養えないために戦闘員として働いている子どもの戦闘員などもいる。そのため、もはや子どもではないが、大人でもない者がいるのと同様に、子どもであり大人でもある者がおり、子ども期と成人期を年齢で区別することが困難な場合がある。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約や市民的及び政治的権利に関する国際規約をはじめとする多くの国際法では、若者を含む全ての人々に対して人権が守られており、国家は若者の人権を保護・促進することの義務を負っている。また、国連安保理決議2419や国連安保理決議2535においても、若者を含むすべての個人の人権と基本的自由を尊重、促進、保護することが国家の義務として再確認されている。しかしながら、多くの若者がこれらの権利を十分に享受することができおらず、また個人のニーズも多様に異なることから、先に示したように、受給者の年齢区分に応じて支給され

⁴ United Nations, General Assembly & Security Council, *The Missing Peace: Independent Progress Study on Youth, Peace and Security*, A/72/761-S/2018/86, (2 March 2018), available from <https://undocs.org/en/A/72/761>.

⁵ *ibid.*

⁶ *ibid.*

⁷ United Nations Office on Drugs and Crime (2016), *Handbook on the Management of Violent Extremist Prisoners and the Prevention of Radicalization to Violence in Prisons*, (October 2016), available from <https://www.refworld.org/docid/587e13534.html>.

る援助やケアでは若者の脆弱性に対処するには不十分である可能性がある。そのため、特に若者に対して介入をする際には、若者の定義上の年齢にとらわれず、個人の状況や文脈に応じた柔軟な対応が行われることが重要である。

そして、このような支援は若者が国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっているとしても保障されるべきである。現に、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約や市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2条では、人権はすべての人々に対し、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身などの差別なく認めると定められている。これに加えて、同規約の第5条は、規約において認められている権利及び自由を破壊、もしくはこの規約に定める制限の範囲を超えて権利を制限することを目的とする行為は認めていない。また、国連安保理決議2250においても、異なる背景を持つ青年を含む若い関係者が認められ、社会的結合を支援するための適切な支援が提供されることが求められている。よって、若者が国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わる若者に対しても、国際規範に従って扱われ、若者の脆弱性、状況、文脈に応じて、教育や雇用の機会など、彼ら独自のニーズに対応した支援が提供され、彼らが必要とするサービスや資源を得るために暴力を選択するという負の連鎖を断ち切らなければならない。

3. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に強制的・半強制的・環境的に動員されている場合に際して、若者として生きることができるよう、個々人のニーズに合わせたケアや支援、保護などの必要な措置を受けることができなければならない。

若者はYPSや持続的開発目標の取り組みにおいて、これらのプロセスにおける若者は主要なターゲットとなるとともに、目標を達成するために重要なアクターとしても認識されている。このような若者の自律性やレジリエンスは地域社会や世界において具体的かつポジティブな変化をもたらすことができる。そしてそのためには、若者がこうした役割が果たすためには、彼らの人権の保護は前提条件である。しかしながら、人権の観点から若者を見ると、彼らは子どもに与えられた権利や保護と若年成人として与えられた権利や政治的権利との間のグレーゾーンに位置しており⁸、多くの場合これらの権利を享受することができていない。特に、若者がテロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団に強制的もしくは半強制的にリクルートされている場合や、経済的困難などから環境的に加入をする場合においては、様々な支援や保護から取り残され、社会や世界に積極的に貢献できる若者として生きることができていない。そして、このような若者たちが抱える課題は脱過激化を経ても、テロ組織を含む武装勢力からの離脱をしない、若しくはできないという状況に関係している⁹。

⁸ United Nations, General Assembly & Security Council, 2 March 2018.

⁹ Bjørge, T. and Horgan, J. (Eds.) (2009), *Leaving Terrorism Behind: Individual and Collective Disengagement*. London: Routledge; Chowdhury Fink, N. & Hearne, E.B. (2008), *Beyond Terrorism: Deradicalization and disengagement from violent extremism*. International Peace Institute.

もつとも、若者のレジリエンスはプラスにもマイナスにも作用する可能性が示唆されており¹⁰、持続的平和の構築の過程においては、テロ組織をはじめとする武装組織に参加をする若者のレジリエンスが社会において前向きに作用するように目指すべきである。この若者のプラスなレジリエンスの例としては、紛争時において、保護的、生存的、移住や代替収入源の確保などの適応的なものから、人間関係の再構築、紛争の根本原因の解決などの変革的なものまで様々であるとされている。一方で、若者が排除されているような場合には、マイナスなレジリエンスは暴力のリスクを悪化させるような所属、地位、権力の代替となる場所を作り、さらなる排除へと悪循環に陥る可能性が示唆されている。

これまで強制的・半強制的・環境的に動員されてきた若者の戦闘員は、保護や支援の輪から排除され、さらにテロ組織をはじめとする武装組織に加入し続けることで、より一層社会の中で取り残されてきた。このような悪循環を止めるためには、彼らを支援の輪から排除するのではなく、支援を通して、彼らが社会における担い手として完全に確立するようにし、彼らのレジリエンスや自律性を社会において建設的に利用していくべきである。そのことから、若者の社会的・心理的側面からのアイデンティティへの介入に基づいて、若者の個人個人のニーズや若者が投降した際に直面するであろう障壁などについても理解し、十分なケアや支援、保護へのアクセスを保証することが重要である。そして、もちろん、こうしたケアや支援、保護は戦闘員でない若者についても、国際的な規範と若者の独自のニーズに合わせて、十分な支援をする必要がある。このようなアプローチを通じて、テロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団などに関わる若者を含む全ての若者の積極的な主体性を認め、若者の将来性に投資をすることで、社会の抱える暴力の悪循環を止め、持続的な平和の構築につなげることが期待できる。

4. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団において犯罪行為を行った場合に際して、人道に対する罪や戦争犯罪といった重大な違反行為を除き、更生やリハビリテーションを中心とした措置を受けることができなければならない。また、特に紛争影響地においては、慢性的な貧困や人権侵害、不正義をはじめとする犯罪行為の環境的要因を考慮し、修復的司法および正義が十分に検討される必要がある。

2000年に採択された武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict）では、国の軍隊と異なる武装集団に所属し、敵対行為を行なった子どもたちは、主として武力紛争による被害者として考慮されるべきであると概説されている。2007年に採択されたパリ原則のパラグラフ3.6も同様のことを述べており、多くの協定や原則によって子どもたちを特別に保護している国際法に沿って、修復的正義と社会復帰の枠組みの中で取り扱われなければならないとし、司法手続に代わる手段を模索するように各国に呼びかけている。

¹⁰ United Nations, General Assembly & Security Council, 2 March 2018.

現に、国際刑事法の枠組みにおいて、犯罪に関連する15歳以下の子どもは、主に大人によって勧誘され、虐待を受けた子ども兵士関連の犯罪の被害者であることみなされる。一方で15歳から17歳までの子どもたちの中には、正式には特定の犯罪の被害者として認識されておらず、国内の訴追ではこの年齢の子どもはテロ犯罪で起訴される可能性が残っている。また、18歳以上の若者に関しては、主に犯罪者として認識され、彼らの犯した犯罪に対しては懲罰的な措置が取られている。しかしながら、先に述べたように若者を取り巻く環境や脆弱性、支援から取り残されていることがテロ組織や武装組織への加入に大きく影響していること踏まえると、18歳以上の国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わる若者も子どもと同じように、単なる加害者ではなく、場合によっては被害者としても認識されるべきである。そして、15歳から17歳の子どもにおいては、国内外で15歳以下の子どもと同様の手続きがとられるように保障するべきである。また、若者の大人への移行は、周囲の法的、社会的、政治的、文化的などの多様なイベントや節目に影響され、その移行への速度というのも人それぞれ異なることから、若者に対する判決を下す際には、年齢区分によって全く異なる司法手続きを取ることは適切ではない。そして、若者の犯した犯罪に対処する際には、国内の刑事手続を尊重しつつも、犯罪時の年齢に加えて、犯罪の重大さ、若者の脆弱性、状況やニーズをなどの犯罪に関与するに至った根本的原因などが考慮されるべきである。

これに加えて、若者の脆弱性と犯罪への責任を考慮した司法手続きの一つとして修復的司法が積極的に利用されることが望ましい。修復的司法の利用については、安保理決議2250に基づいて実施された「The Missing Peace」というYPSに関する進捗調査の報告書においても、少年への介入の際に修復的司法の確立を支援し、少年の社会への効果的な再統合を促進すべきと提案されている。一方で、国連安保理決議2250, 2419, 2535では、テロ組織を含む武装組織に関わる若者が離脱した際や逮捕された際の取り扱いについては特に言及されていない。この点においては、このような修復的司法の利用を少年だけではなく、テロ関連の罪を犯した若者に対しても適用することが検討されるべきであると考える。なぜならば、これまでの研究によって、若者に対する懲罰的なアプローチが持続的平和の構築において非効果的である可能性が示されているからである。例えば、若者に対しての厳しい懲罰的なアプローチは、これまで社会の支援から取り残されていた若者の加害者の社会における被害者意識を強めるとともに、刑罰は彼らの抱えるニーズに応えることはできない。このことから、効果的な更生や社会復帰が期待できず、若者をさらに阻害する危険性が示唆されている¹¹。さらに、懲役刑は、暴力的なアイデンティティや、暴力組織への加入・勧誘に対処するというよりも、むしろそれらをより強固にする可能性が示されている¹²。また、このような懲罰的な取り締まり、厳しい判決、大量の投獄などの手段は暴力的過激主義に対抗する上で逆効果であるだけでなく、費用対効果が低いということもわかっている¹³。これらの点から、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に所属をしてい

¹¹ OECD, 2011, 41-45.

¹² United Nations Office on Drugs and Crime, 2016.

¹³ United Nations, General Assembly & Security Council, 2 March 2018.

る若者が罪を犯した際に懲罰的アプローチを取ることは、持続的な平和の構築の視点から最も効果的なアプローチではないことが考えられる。

一方で、修復的司法は、被害者もしくは被害を受けたコミュニティが認められ、彼らを含む関連する人々のニーズが反映されるのみならず、加害者の責任の自覚や処分の免除や減免、被害者、被害を受けたコミュニティと加害者の関係修復といったことが期待できる。また、修復的司法を通じて、その若者に対して減免やその他の非拘禁措置がとられる場合には、個々の若者の戦闘員やその家族、社会の状況に応じて柔軟に対応でき、拘禁措置を取ることで予想される若者の犯罪者への精神的・身体的な健康問題、長期的なスティグマ、それに伴う社会からの孤立やテロ組織への再加入などのリスクを軽減することができる¹⁴。さらに、それに伴った若者の再犯率の低下や社会復帰の過程における地域社会との協力は、社会への帰属意識やコミュニティや若者のポジティブなレジリエンスの向上に寄与する¹⁵。現に、グローバル・テロ対策フォーラムが発表した「テロ関連犯罪に対する適切な代替措置の効果的な使用に関する勧告 (Initiative to Address the Life Cycle of Radicalization to Violence: Recommendations on the Effective Use of Appropriate Alternative Measures for Terrorism-Related Offenses)」においても、再犯を減らし、暴力への過激化を防ぎ、離脱と社会復帰を確実に促進する上での、このような代替措置の秘められた役割が確認されている。

もちろん、YPS関連の国連安保理決議で確認されているように¹⁶、若い戦闘員によって行われたジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪およびその他の犯罪に対しては調査をし、必要であれば起訴の手続きが取られるべきである。よって、テロ関連の犯罪を行った若者に対しての措置を決める際には、彼らの個々の状況と犯罪の重大性との比例関係や国内法を尊重しつつ、その若者の更生や社会復帰などを助けるような修復的司法と社会復帰の枠組みを活用が優先して検討されることが望ましい。そして、修復的司法が利用される場合には、和解と加害者の社会復帰を目指す観点から、彼らのニーズが考慮されるように保障すべきである。また、彼らとの対話を通して、武装組織に加入するに至った根本的原因や課題などを理解し、効果的に対処し、身体的、心理的および社会的なリハビリテーションを中心とした措置の提供が保障される必要がある。このような措置は、犯罪に関連する若者のニーズが考慮され確保されることで、このような犯罪行為に関係する若者たちの社会や国への信頼回復や若者の暴力からの自発的な離脱などが期待できる。そして、なにより、修復的司法を通して、罪を犯した若者の自律性と責任を再確認し、被害者やコミュニティとの対話を通して、和解、加害者の非暴

¹⁴ Terre des hommes (2020), Access to Justice for Children and Youth in counter-terrorism contexts. available from: <https://www.tdh.ch/en/media-library/documents/access-justice-children-and-youth-counter-terrorism-contexts>.

¹⁵ Terre des hommes, 2020.

¹⁶ Security Council resolution 2250, S/RES/2250, (18 March 2016) available from: [https://undocs.org/en/S/RES/2250\(2015\)](https://undocs.org/en/S/RES/2250(2015)).; United Nations, Security Council resolution 2419, S/RES/2419, (6 June 2018), available from: [https://undocs.org/en/S/RES/2419\(2018\)](https://undocs.org/en/S/RES/2419(2018)).; Security Council resolution 2535, S/RES/2535, (14 July 2020), available from: [https://undocs.org/en/S/RES/2535\(2020\)](https://undocs.org/en/S/RES/2535(2020)).

力社会への再統合、社会的連帯感の向上を促し、長期的にはコミュニティ全体における暴力の予防的効果をもたらすことで持続的な平和の構築に貢献することができる。

5. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団から自発的に脱退をしたいと考えた際には、脱退できるようにケアや支援、保護を受けることができなければならない。また、自発的に脱退した際には、原則として懲罰ではなく更生を目指す措置が取られるべきであり、そこでは積極的に適切な恩赦の活用も検討されるべきである。

1977年に採択された1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（Protocols Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts）の第1条によると、ジュネーブ諸条約は当該締約国の軍隊と反乱軍その他の組織された武装集団との間に生ずるすべてのものについて適用されている。しかしながら、今日において、国際人道法の規定のほとんどは慣習国際法の一部となっており、本来は国際的な武力紛争のために作られたものが、国際的な武力紛争だけでなく、非国際的な武力紛争にも適用されるようになってきている。そして、テロリズムにおいても、犠牲者の保護に関する部分は国際人道法上の現行の規則やその他の国際法や人権法によって取り扱われている。

テロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団からの脱退に関し、1977年に採択された1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict）の第41条や慣習国際人道法第49条において、投降の意図を明確に表明する者または戦闘外にある者（hors de combat）と規定されており、一定の条件下で攻撃から保護されている。さらに、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の共通第3条は、国家および非国家主体の両方に適用され、非国際武力紛争において、戦闘外に置かれた者を含む敵対行為に直接に参加しない者を、あらゆる状況において差別なく人道的に取り扱うことを規定している。1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and Relating to the Protection of Victims of Non-International Armed Conflicts）においては、非国際紛争にて敵対行為に直接参加せず、または敵対行為に参加しなくなったすべての者は、同議定書の第4条、第5条に記載されている人道的待遇を受ける権利を有すると定められている。これらの規範は、戦闘外に置かれた者を、全ての紛争当事者による敵対行為の影響から保護することを目的としている。つまり、国際人道法の基本である区別原則、すなわち文民であれ軍隊または武装集団の構成員であれ、敵対行為に直接参加する者とそれ以外の者を区別し、直接の攻撃は前者のみに向けられなければならないという原則に由来するものである。よって、若者が国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団から投降の意図を明確に表明した際においても、若者がそれらの組織から脱退する権利を認め、目標区別原則に則って、脱退した若者に対して人道的な保護が保障されるべきである。

これに加え、前項と関連して、若者が国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団を脱退した際には、積極的に適切な恩赦を活用することで、更生やリハビリテーションを中心とした措置を取るべきである。1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書の第6条5項においても、敵対行為の終了の際には武力紛争に参加した者又は武力紛争に関連する理由により自由を奪われた者に対し、収容や抑留の有無を問わず、可能な限り広範な恩赦を与えるよう務めることが求められている。恩赦は、一般的に国家は武力紛争の最中および直後に、和解と平和を促進するための一定の措置として活用され、武力紛争の再発または長期化を防止や平和構築において大きな役割を果たすことが示唆されている¹⁷。一方で、先に述べたように、懲罰的な司法アプローチを通じた更生や社会復帰の効果は極めて限られている。そのため、恩赦などの非懲罰的アプローチを積極的に活用することは、現時点でそのような武装集団に参加をしている若者に対しての自発的な投降を促進し、結果として、そうした武装集団の勢力の低下と地域社会の治安安定を図ることができる。その上、この宣言を通して、テロ組織をはじめとする武装組織に所属する若者が脱退した際の取り扱いを確認することで、現在、曖昧となっているテロリズムにおける国際人道法の規則をより明確にし、YPSの決議の内容をより発展させ、現行もしくは新規の規則を普及させることで、国際規範・基準のさらなる遵守と履行に寄与することが期待できる。

6. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっているととしても、テロリズムや武力紛争による直接および間接的被害者である場合に際して、適切にケアや支援、保護を受けることができなければならない。これは人道的側面を越え、さらなる暴力を予防するためにも被害者はケアされる必要があり、そこでは一般的には被害者として認識しにくい構造的な被害者も存在することが意識されなければならない。

テロリズムや武力紛争などによって、若者は頻繁に暴力の犠牲となっている。2016年には、15～29歳の推定4億800万人の若者が武力紛争や組織的暴力の影響を受けた環境に住んでおり、少なくとも4人に1人の若者が、何らかの形で暴力や武力紛争の影響を受けている¹⁸。少年や若い男性は、紛争に関連した死や殺人のリスクに最もさらされており¹⁹、2015年の紛争による直接死の統計によると死傷者全体の90%以上が若い男性であったことが示されている²⁰。一方で、少女や若い女性は、特に武力

¹⁷ ICRC, (2017), Amnesties and international humanitarian law: Purpose and scope: ICRC Advisory Service on International Humanitarian Law, available from: <https://www.icrc.org/en/document/amnesties-and-ihl-purpose-and-scope>.

¹⁸ Hagerty, T. (2017), Data for Youth, Peace and Security: A summary of research findings from the Institute for Economics & Peace, Institute for Economics and Peace and Youth Peace and Security, available from: https://www.youth4peace.info/system/files/2018-04/16.%20TP_Youth%20affected%20by%20violent%20conflict_IEP.pdf.

¹⁹ OECD, 2011, 15-17.

²⁰ United Nations, General Assembly & Security Council, 2 March 2018.

紛争の状況では、性的暴力のリスクが高いことが示唆されている²¹。このような紛争やテロリズムによって行われる暴力は早死にや障害のみならず、PTSDやトラウマをはじめとする様々な形で生涯にわたって行動や心理的・社会的機能への深刻な影響²²やアイデンティティに基づく差別や社会的・経済的排除などを引き起こしている²³。さらに、武力紛争やテロにおいて暴力の目撃者や被害者であった若者についても、将来的に、問題解決のために暴力を容認し、加害者となる可能性が高いということが示唆されており、このような暴力は被害者のみならずその家族や友人、コミュニティにも影響を与えている²⁴。

そのため、2021年3月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言（Kyoto Declaration on Advancing Crime Prevention, Criminal Justice and the Rule of Law: Towards the Achievement of the 2030 Agenda for Sustainable Development）」においても確認されたように、被害者の権利と利益を保護し、年齢、性別、その他の被害者の特別なニーズや状況に十分な注意を払い、被害者の回復を促進することが必要である。また、身体的・精神的側面において、原状回復が困難な場合は、個人に合わせた社会復帰のための新しい方針を再構成し、彼らが抱える問題をコミュニティや支援を通して補い、これからの先の人生をしっかりと歩んでいけるように保証するべきである。このような若者に対するケアや支援の重要性は、YPS関連の国連安保理決議2250で示されている5つの柱の一つの「引き渡しと社会復帰」においても強調されている。この柱においては、武力紛争により影響を受けた青年の必要性を考慮するよう推奨しており、青年の疎外化を防止することにおける教育、雇用および訓練の相互に関連した役割を確認している。

一方で、この「引き渡しと社会復帰」では、テロ組織をはじめとする若い戦闘員については特に述べられていない。しかしながら、紛争やテロリズムの直接的もしくは間接的被害者である若者が、繰り返される暴力の過程において適切にケアや支援、保護や人道的介入を受けられず、結果として、テロ組織や武装組織への加入に大きく影響していることから、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっている若者についても、紛争やテロリズムの被害者として同様に適切なケアや支援、保護を提供し、彼らの精神的・身体的・社会的回復を促すべきである。これは、「誰一人取り残さない」という持続的開発の中核を反映することでもあり、直接的または間接的に被害を受けた若者たちを支援をすることで、長期的に若者の保護やエンパワーメントを推進し、さらなる暴力を予防することができる。

²¹ OECD, 2011, 15-17.

²² *ibid.*

²³ United Nations, General Assembly & Security Council, 2 March 2018.

²⁴ OECD, 2011, 14-15.

7. 若者は、国の軍隊と異なるテロ組織を含む武装集団に関わっているととしても、若者としてその役割を果たすことができるように、飢え、病気、障害など全ての分野において適切なケア受け、身体的、精神的、経済的に健やかに過ごせるよう、あらゆる搾取から保護されなければならない。また、親や保護者がいない若者や一定の住居も持たない若者は適切に支援されなければならない。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の第11条と12条において、若者を含むすべての者が自己及び家族のために適当な食糧、衣類及び住居を含む適当な生活水準を享受する権利並びに生活条件の継続的な改善を享受する権利と到達可能な最高水準の身体的および精神的健康を享受する権利有している。また、障害を持つ若者においても、上記の条約で権利が認められているとともに、障害者の権利に関する条約でも障害者の権利が守られている。そのため、国家はこれらの権利の実現を確保するために適切な措置を取る義務がある。

その上、若者の身体的、精神的、経済的に健やかな成長を支えるためには、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約や市民的及び政治的権利に関する国際規約などの国際法で守られているその他の権利を実現すること重要である。例えば、上記されたように、若者が若者の失業や実行可能で持続可能な生活の機会の欠如は若者の不満や暴力につながり、雇用と安定した生活を保証することは若者の過激化の防止、紛争後の復興戦略として重要である。その点において、子どもを中心とした初等教育のみを重視するのではなく、子ども期から成人期への移行、労働市場への参加を促すためにも若者に対して高等教育の機会にも焦点を当てなければいけない。このような若者の置かれている状況を理解し、特殊なニーズに合わせて適切な支援を行うためにも、異なる背景を持つ若者の声が意思決定や政策決定のプロセスに直接反映され、若者を焦点としたプログラムやプロジェクトにおいて十分なリソースを確保し、全ての若者の権利を守ることが重要である。

3. 同宣言の狙い

私たちは、テロや紛争に関わる全ての若者の権利を差別なく、保護・促進することを目指す。現在、主に国際人権法、国際人道法などの国際的な規範において、若者を含む全ての人々の権利が守られているが、テロ組織や武装組織に関わる若者たちの権利は曖昧である。これに加えて、子どもが兵が犯罪行為をした際の措置において、子どもを社会や国家における被害者として捉えられ、更生に焦点を当て措置が取られているのにもかかわらず、子どもが若者の年齢となった際には、テロ組織を含む国の軍隊と異なる武装集団に関わることになった要因を十分に考慮せず、単に懲罰の対象となることは、平和構築のアプローチにおいて一貫性がかけており、格差などの新たな暴力の原因にもなりうることから持続的なアプローチではないと考える。

今回私たちが公表する宣言は、より効果的な紛争解決と平和構築を実現するために、次の三つの目的を持つ。第一に、テロ組織を含む武装組織に関わる若しくは関わっていた若者が取り残されていることが持続的平和の実現において大きな障壁となっていることを国際社会の中で共通の理解として共有

することである。第二に、テロ組織を含む武装組織に関わる若しくは関わっていた若者の「権利」を認識し、曖昧になっている点については明確化をすることである。第三に、国際法を尊重しつつ、テロ組織や武装組織に関わる若しくは関わっていた若者が、若者として生き直すことができるような取り組み、制度設計、国際的なイニシアチブを促進し、彼らの自発的な投降や更生、リハビリテーション、社会復帰を実現し、テロと紛争解決に強力に貢献することである。

そして今後の長期的な目標としては、この宣言を元に2031年までにテロと武力紛争に関わる若者の権利に関する条約のような国際規範を打ち立てることを掲げている。

以上